

帝國憲法改正案

(小字及び 貴族院修正)

日本國憲法

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行動行爲によつて再び戰爭の慘禍が發生起ることしないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。ものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。○われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠高高な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義信頼して、われらの安全と生存を保持しに委ねようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會おいてに伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。われらは、

全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうち生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであるありと信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの高遠高高な理想と目的を達成することを誓ふ。